

特許ニュース

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

平成28年4月8日(金)

No. 14179 1部370円(税込み)

発行所

一般財團法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆知財の常識・非常識①

知財高裁大合議判決 (1)

☆ [随筆] 人工知能の行方 (8)

知財の常識・非常識①

知財高裁大合議判決

桜坂法律事務所

弁護士 林 いづみ

「知財の常識・非常識」は、知っているようで知らないことや、当たり前のように思っているが考えてみると根拠がよくわかることについて考えてみよう、という趣旨のシリーズです。皆様のご意見・ご希望を伺いながら続けたいと思います。

初回は、2015年4月1日に創設10周年を迎えた知的財産高等裁判所(以下、「知財高裁」)の創設の経緯と大合議判決について振り返ります。

代表社員役 相談役 副所長 東京オフィス所長 副所長	弁理士 斎藤 健治 (東京オフィス) 岩井 智子 (東京オフィス)	三枝 英二*	代表社員長 副所長 相談役	弁理士 中野 瞳子* 中川 博司	林 雅仁*
所属弁理士 (化学バイオ部)			(機械電気部)	(商標意匠部)	(知財情報室)
菱田 高弘*	河合 永文*	八木 祥次	西橋 毅	新田 研太	松本 康伸*
宮川 直之	池上 美穂	難波 泰明	鴻 宗義	田上 英二	閔 仁士
藤田 雅史 (東京オフィス)	(東京オフィス)	幸 芳*	(東京オフィス)	鶴 寛	(顧問)
森嶋 正樹	淀谷 幸平*	田中 嶽輝	野村 千澄	植田 慎吾 (東京オフィス)	小川稚加美*
北野 善基*	東野 匡容*	兼本 伸昭*	原 晶子*	前田 幸嗣*	小原 健志*
		乗垣 善行	奥山 美保	石渡広一郎 (東京オフィス)	*: 特定侵害訴訟代理権取得

特許業務法人 三枝国際特許事務所

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜TNKビル

TEL:(06)6203-0941(代表) FAX:(06)6222-1068 URL:<http://www.saegusa-pat.co.jp>

<東京オフィス>〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F TEL:(03)5511-2855 FAX:(03)5511-2857

1. 知財高裁創設の経緯

知財高裁の創設までには、時代を背景とする熱い議論がありました。

(1) 小泉旋風「聖域なき構造改革」

かつて「小泉旋風」と呼ばれた現象をご記憶でしょうか。小泉純一郎氏は、「自民党をぶっ壊す!」「私の政策を批判する者はすべて抵抗勢力¹」と熱弁を振るい、街頭演説では数万の観衆が押し寄せました。

平成13年(2001年)4月、小泉氏は内閣総理大臣に指名され、発足時的小泉内閣の内閣支持率は、最も高かった読売新聞社調べで87.1%、最も低かった朝日新聞社調べで78%を記録し、これは戦後の内閣として歴代1位の数字です。「小泉内閣メールマガジン」²の登録者は200万人に及び、この小泉人気に乗るかたちで同年7月の参議院議員選挙で自民党は大勝。小泉首相は組閣にあたり、「構造改革なくして景気回復なし」をスローガンに、道路関係四公団・石油公団・住宅金融公庫・交通営団など特殊法人の民営化など小さな政府を目指す改革(「官から民へ」と、国と地方の三位一体の改革(「中央から地方へ」)を含む「聖域なき構造改革」を打ち出し、とりわけ持論である郵政三事業の民営化を「改革の本丸」に位置付けました。

(2) 司法制度改革から「知財立国」戦略へ

知財高裁の創設につながる議論は1本道ではなく、以下の3か所で並行して進んでいました。

①司法制度改革審議会³は、平成13年(2001)6

月の意見書において「東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に『特許裁判所』として機能させるために…裁判所の専門的処理体制を一層強化するべきである。」と提言し、これを受けて同年9月から法務省で知財訴訟への対応の強化について審議が始められました。

②平成13年(2001)12月、内閣に小泉首相を本部

長とし全閣僚を構成員とする司法制度改革推進本部が設置⁴され、平成14年(2002)10月、同本部事務局に知的財産訴訟検討会が設けられました⁵

③相前後して、小泉首相は、平成14年(2002)2月4日の施政方針演説において、「知的財産立国」(以下「知財立国」)との国家戦略を打ち出し、

直ちに内閣府に知的財産戦略会議が設置されました。「知財立国」とは、知的財産の創出、保護と活用を、国をあげて取り組む課題として国策にした政策スローガンであり、具体的には、「実質的な特許裁判所機能の創出」のみならず、模倣品・海賊版対策、大学の知財管理機能や営業秘密保護の強化、法科大学院の設立による知的財産専門人材の育成等、多数の政策が含まれています。同年7月、知的財産戦略大綱決定。同年12月、知的財産基本法公布。平成15年(2003年)3月、同法施行と同時に設置された知的財産戦略本部⁶により今日まで毎年、「知的財産戦略計画」が策定されています。

(3) 知財高裁創設論の原型—実質的な「特許裁判所」機能の創出

前述の知的財産戦略大綱には「2. 知的財産の保護の強化」の一つとして「実質的な『特許裁判所』機能の創出」が盛込まれていました。

(2) 実質的な「特許裁判所」機能の創出

①管轄の集中化

東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について、東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化を図ることとし、2003年通常国会を目途として所要の法案を提出する。(司法制度改革推進本部、法務省)

知的財産関連訴訟への総合的な対応強化の観点から、2004年末までに、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件についての高等裁判所の管轄を東京高等裁判所に集中させることも含め、高等裁判所の専門的処理体制の強化の方策について検討し、所要の措置を講ずる。(司法制度改革推進本部、法務省)

②専門家参加の拡大などの裁判所の人的基盤拡充

知的財産関連訴訟における機能の充実・強化を図るため、裁判官以外の専門家が裁判に関与して裁判官をサポートする訴訟手続への新たな参加制度の具体的導入方策について、知的財産関連訴訟の特徴を踏まえつつ、裁判所調査官の役割の拡大・明確化等を含め、

2004年末までに結論を得る。(司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)

③証拠収集手続の拡充

知的財産関連訴訟における侵害行為の立証の容易化を図るために、2005年度までに、知的財産関連訴訟の特性を踏まえた証拠収集手続の更なる機能強化について、証拠に関する憲法上の裁判公開原則の下での営業秘密の保護を含め、総合的な観点から検討を行い、所要の措置を講ずる。(司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)

④裁判外紛争処理の充実等

知的財産に係る紛争処理手段の選択肢を幅広く提供する観点から、裁判外紛争処理(ADR)機関の機能強化・活性化等につき、2005年度までに日本弁護士連合会、日本弁理士会等の関係者間で検討を行い、所要の措置を講ずるように要請する。(法務省、経済産業省)

(4) 実質的な「特許裁判所」機能から「看板効果」へ並行する議論の中で、「看板効果」を主張して流れを変えたのは知財戦略本部でした。この経緯について、飯村敏明元知財高裁所長は知財高裁歴代所長座談会⁷（以下、「前掲座談会」）において、次のように語られています。「司法制度改革審議会意見書においても、知的財産戦略大綱においても『特許裁判所』という用語は、あくまで第一審の地方裁判所に関して『実質的な』という修飾語を伴うものとして使われており、何らかの新たな組織を設けるということではなく、管轄の集中化や訴訟手続きの特則を設けることを通じて、第一審レベルで『特許裁判所』と呼びうる内実を作ることにあったといえると思います。」。そして、法制審議会が進めた平成15年民事訴訟法改正（注：知財訴訟のうち、技術系のものについては東京・大阪両地裁の専属管轄とし、非技術系のものについては、東京・大阪両地裁に競合管轄を認めることなどを内容とする。）で「その趣旨とするところに、制度改正はほぼ達成できたと評価できます。」と。

ちなみに、我が国では、昭和25年には東京高裁に知的財産権部が、昭和36年には東京地裁に知的

財産権部が設けられて知的財産権事件に関する専門的な事件処理体制が構築されており、また、平成8年（1996）の新民事訴訟法により東京・大阪両地裁に競合管轄を認めたことで、両地裁への特許事件の集中率は平成12年には90%近くになり、平成16年の平均審理期間は、13.8月に短縮され、諸外国と比較しても審理期間は相当に迅速化されていました。

以上のとおり、前掲の知的財産訴訟検討会や知財訴訟の実務家の中では、司法制度改革において求められた「内実」は達成済みと評価されていましたが、これらを“抵抗勢力”として、小泉首相を本部長とする知財戦略本部は、平成15年（2003）10月に「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」を設置して検討の場を事実上移し、「看板効果」を強調して「知的財産高等裁判所」創設を進めました。この「看板効果」の意味について飯村先生は前掲座談会において「知財高裁の『看板効果』というものは、長年続けられてきた実務の努力や、平成8年の新民事訴訟法成立、司法制度改革審議会意見を受けた平成15年民事訴訟法改正、あるいは、知的財産訴訟検討会における知財高裁創設以外の各種の改正がされて、知的財産専門裁判所の実質は整っておりましたので、そのようなことを前提としたうえで、さらに知財重視の姿勢を内外にアピールするという趣旨で、用いられていることがわかります。」と総括されています⁸。

(5) 知財高裁の創設

平成15年（2003）12月、知財戦略本部は「知的財産高等裁判所の創設について（とりまとめ）」において「法律に規定された裁判所として、司法行政面での独立した権限が法律上確保された知的財産高等裁判所を創設し、知的財産訴訟のさらなる充実・迅速化を図るべきである。このため、知的財産高等裁判所を創設する法案を2004年の通常国会に提出すべきである。」と提言し、これを受け、司法制度改革推進本部事務局が立法作業を進めました。そして、平成16年（2004年）6月に「知的財産高等裁判所設置法」（法律第119号。以下、「設置法」という。）が制定公布され、平成17年（2005年）4月1日に、知的財産高等裁判所が発足を迎えました。

2. 独立の高裁 vs 東京高裁の支部

(1) 看板効果と管轄問題の両立

ところで、知財高裁の設置にあたり、「看板効果」を強調する立場は、米国連邦巡回控訴裁判所(United States Court of Appeals for the Federal Circuit。以下「CAFC」)のように9番目の独立した高等裁判所として設置すべきであると強く主張していました。しかし、特別の裁判所として設置した場合、通常事件を扱う裁判所との間の職分管轄の問題が生じ、管轄の範囲と移送を巡りユーザーの私法アクセスの阻害や控訴審段階における審理分割の弊害のおそれがある。これに対し、東京高裁の「支部」として設置する場合は、本庁と支部の間の事件の移動は、民訴法上の移送ではなく回付であり相互間に管轄違反の問題は生じないこと、「知的財産権」の定義に該当するのか疑義がありうるパブリシティ権に関する事件等を知財高裁で扱うこともでき、知的財産権と密接に関連する事項が争点となる独占禁止法の審決取消訴訟について、知財高裁に所属する裁判官が東京高裁第3特別部(独占禁止法部)の裁判官として処理しても管轄の問題は生じないこと等のメリットがあるという意見も強力でした。

(2) 東京高裁の「特別の支部」

加えて、我が国で創設を想定していた知財専門の裁判所とは、「知的財産権訴訟の審決取消訴訟から侵害訴訟まで全て扱い、かつそれ以外の事件を扱わないもの」でしたが、米国、英国、ドイツ及び韓国におけるいわゆる「知的財産裁判所」はいずれも、この意味での知財専門の裁判所ではなく、また、「看板効果」目的なら「独立の」高等裁判所である必要もありませんでした⁹。

こうした議論を経て、知財高裁は、東京高裁の「特別の支部」として設置されました(設置法2条柱書)。従来の8つの高等裁判所は、北海道から沖縄まで所管するそれぞれの「地域」の事件を法分野の区別なく担当するのに対して、知財高裁は地域に限らず、取扱い事件を「知財分野」に絞っている点で、まさに我が国に類例のない専門高等裁判所です。また、知財高裁は、全国6か所の通常の高裁支部と異なり、司法行政の総括者としての所長(設置法3条)や、独自の裁判官会議(設

置法4条1項)、独立の事務局(設置法5条)を持ち、法律に設置根拠を持つ点において、通常の高裁支部とは異なる「特別」の性質を持っています。

(3) シンボルカラーはオレンジ色

平成17年(2005)4月1日の知財高裁発足当日、裁判所合同庁舎の正面入り口に「知的財産高等裁判所」の新たな看板が設置され、メディアの取材に対し、初代篠塚所長は、シンボルカラーのオレンジ色は「日本を元気にするため」と説明されました。4月8日には、弁護士会館2Fのクレオにおいて、日本弁護士連合会主催の「知財高裁創設記念シンポジウム」が開催され、同日午後、弁護士知財ネット¹⁰の創立総会が開かれました。

創立後10年の歩みを見れば、知財立国戦略が目指した、知財高裁の「看板効果」は、独立の知財高裁として設置するかどうかとは関係なく、知財高裁の実質的な活動を内外にアピールすることで十分に發揮されているといえるのではないでしょうか。

3. 大合議事件の正体

(1) 大合議部は「特別部」

知財高裁大合議判決をする「大合議部」は、知財高裁の「特別部」です。特別部といっても、あくまでも事務分配規程上の形式的なものであって、独立した部としての物理的な空間があるわけではありません。もともと、全国8か所の高等裁判所には、「通常部」としての民事部と刑事部の他に、分限事件(裁判官分限法4条)、内乱事件(裁判所法18条2項但書)、人身保護事件(人身保護法4条)について、高裁長官を部総括裁判官、通常部の部総括裁判官などを陪席裁判官とする「特別部」が設置されており、東京高裁では、このほかに、第1特別部(海難審判法44条1項に基づき海難事件を扱う。)と第3特別部(独禁法87条2項専属管轄を有する独占禁止等関係事件を取り扱う。)を含めた5つの特別部がありました。さらに、平成15年民事訴訟法改正による「特許権等に関する訴え」に関する事件の大合議制の導入¹¹に伴い、東京高裁知的財産部に第6特別部が新設されており、これが平成17年4月1日の知財高裁の創設とともに、知財高裁特別部(大合議部)に移行したものです。ただし、知財高裁創設後の後述する一太郎事件ま

で、大合議事件の実例はありません。

(2) 大合議事件の裁判体の構成

知財高裁創設議論においては、しばしばCAFC及びその大法廷(en banc)判決の在り方がモデルとされました。CAFCは知財以外も扱う法律審ですが、知財高裁は知財専門の事実審です。また、CAFCの大法廷は原則として全裁判官で構成されますが、知財高裁の大合議事件の特別部の裁判体は、大合議事件が係属する都度、知財高裁所長(1部の部総括裁判官。特別部の部総括裁判官を兼務)と、持ち出し部の主任裁判官、第2部から第4部までの部総括裁判官又はこれに準じる陪席裁判官からなる、5人の裁判官で構成されます。

4. これまでの大合議判決の概要

(1) 選択されるのはどんな事件か?

大合議事件の対象は、民訴法6条に定める「特許権等に関する訴え」すなわち、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えに関する事件です。また、知財高裁の内部申合わせにおいては、「重要な法律上の争点を含み、これと争点を共通にする事件が異なる合議体に係属している場合、その他これを特別部で審理及び裁判をすることを相当と認めた場合」に、一定の手続きを経て大合議事件とすることとされており、具体的には、重要な法律上の争点を含む事件、特許庁の審査基準に関する事件、社会的な営業の大きい事件、その帰趨が企業活動に重大な影響を与える事件などが考えられます。この意味では、立法論として、今後、著作権など非技術系事件も対象とする余地があるかもしれません。

さて、本稿執筆時(平成28年3月28日)までの大合議事件の係属は合計11件。このうち取下げ1件¹²、係属中1件¹³なので、判決・決定に至ったのは平成17年9月の一太郎事件判決から平成28年3月のマキサカルシトール事件までの9件になります。

(2) 大合議事件判決の概観

①平成17年9月30日一太郎事件(平成17年(ネ)第10040号特許権侵害差止請求控訴事件)[情

報処理装置及び情報処理方法(特許番号:第2803236号)]

民訴法310条の2に基づく最初の大合議判決であり、かつ特許法104条の3第1項の無効の抗弁を採用した最初の判決。

②平成17年11月11日パラメータ特許事件(平成17年(行ケ)第10042号特許取消決定取消請求事件)[偏光フィルムの製造法(特許番号:第3327423号)]

特許法182条の2に基づく最初の大合議判決。ただし、フリパンセリン事件知財高裁判決(知財高裁平成22年1月28日判決(平成21年(行ケ)第10033号))の判示内容との関係で、現在では、本判決の意義、射程は混沌としています。

③平成18年1月31日 インクタンク事件(平成17年(ネ)第10021号特許権侵害差止請求控訴事件)[液体収納容器、該容器の製造方法、該容器のパッケージ、該容器と記録ヘッドとを一体化したインクジェットヘッドカートリッジ及び液体吐出記録装置(特許番号:第3278410号)]

最高裁判決(最判平成19年11月8日民集61巻8号2989頁)は、本判決を結論において維持したもの、消尽が許容されない根拠及び判断基準等について、本判決とは異なる観点に立った判断をしました。

④平成20年5月30日新規事項追加禁止と「除くクレーム」訂正・補正事件(平成18年(行ケ)第10563号審決取消請求事件・感光性熱硬化性樹脂組成物及びソルダーレジストパターン形成方法(特許番号:第2133267号))

⑤平成24年1月27日 プロダクト・バイ・プロセス・クレーム事件(平成22年(ネ)第10043号特許権侵害差止請求控訴事件)[プラバスタチンラクトン及びエピプラバスタチンを実質的に含まないプラバスタチナトリウム、並びにそれを含む組成物(特許番号:第3737801号)]

最高裁判決(最判平成27年6月5日(平成24受)1204))は、本判決の採用する原則製法同一説を是認できないとして原則物同一説を採用し、「物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合において、当該特許請求の範囲の記載が特許法36条6項2号にいう「発明が明確であること」

という要件に適合するといえるのは、出願時ににおいて当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実際的でないという事情が存在するときに限られると解するのが相当である。」として、不可能非実際事情が存在し、明確性要件に適合するか否かについて審理を尽くさせるため、知財高裁に差戻しました。

⑥平成25年2月1日 ごみ貯蔵機器事件(平成24年(ネ)第10015号特許権侵害差止等損害賠償反訴請求控訴事件)【ごみ貯蔵機器(特許番号:第4402165号)】

⑦平成26年5月16日 アップル対サムスン(iPhone)事件(平成25年(ネ)第10043号債務不存在確認請求控訴事件、平成25年(ラ)第10007号特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告申立事件、平成25年(ラ)第10008号特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告申立事件)【移動通信システムにおける予め設定された長さインジケータを用いてパケットデータを送受信する方法及び装置(特許番号:第4642898号)】

⑧平成26年5月30日 アバスチン(ベバシズマブ)事件【1】平成25年(行ケ)第10195号審決取消請求事件【2】平成25年(行ケ)第10196号審決取消請求事件【3】平成25年(行ケ)第10197号審決取消請求事件【4】平成25年(行ケ)第10198号審決取消請求事件】【1】【2】血管内皮細胞増殖因子アンタゴニスト(特許番号:第3398382号)、【3】【4】抗VEGF抗体(特許番号:第3957765号)】

最高裁判決(平成27年11月17日(平成26年(行ヒ)356))は、本判決を結論において維持したが、延長登録に関して本判決とは異なる観点に立った判断をしました。これを受けて、特許審査基準が改訂される予定です。

⑨平成28年3月25日マキサカルシトール事件(平成27年(ネ)第10014号特許権侵害差止等請求控訴事件【ビタミンD及びステロイド誘導体の合成用中間体及びその製造方法】本判決は、均等の第1要件及び第5要件の解釈指針を示す等して、均等侵害を認めました。

5. 大合議判決の現状

(1) 控訴審段階における事実上の判断統一機能とは
知財高裁創設の根拠の一つは「控訴審段階での事実上の早期の判断の統一」でした。知的財産権訴訟に関する最高裁判決は少なく、昭和51年の大法廷判決が唯一の最高裁判例変更であるといった背景から、知財高裁の大合議判決には、控訴審段階での事実上の早期の判断の統一、一定の信頼性と予測可能性のあるルール形成、実質的なリーディング・ケース形成等の機能が期待されていました。

しかし、そもそも、知財高裁の大合議判決は、最高裁判決と異なり法律上の拘束力はなく、先行の大合議判決が法理判例のようなよほど大きな規範設定をしている場合でもない限り、特段の事実上の拘束力も肯定しにくいものです¹⁴。上記9件の大合議判決を見ても、米国でのCAFCと連邦最高裁との応酬ほど頻繁ではありませんが、最高裁において知財高裁と異なる観点の判断がなされた事件は、インクタンク事件、プロダクト・バイ・プロセス・クレーム事件、アバスチン(ベバシズマブ)事件の3件に及んでおり、いずれも大きな議論を呼んでいます¹⁵。こうしてみると、大合議判決は、むしろ、その後の法解釈の活性化及び深化の契機として重要な機能を担っているといえるかもしれません。

(2) 大合議判決に少数意見を

米国では、CAFCの大法廷判決での少数意見が最高裁判決の多数意見になることも珍しくありません。これに対して、現在、日本の判決書において少数意見¹⁶が記載されるのは最高裁判決の場合のみです。その理由は、裁判所法第75条2項は「評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。」と定めており、「この法律に特別の定」があるのは、最高裁判所についての同法11条(裁判官の意見の表示)¹⁷のみだから、と説明されています。

これに対して、知財高裁の大合議判決は全員一致の判決とされており、「念のため」の傍論的な判示による規範の定立はあるものの、少数意見は記載されません。実際、5人で構成される特別部に

において、知財高裁4か部の部長裁判官4人の意見が異なる場合に、当初起案を担当する陪席裁判官が意見の取りまとめに苦心するともいわれており¹⁸、判決内容にも影響しているかもしれません。

思うに、法律上の拘束力の認められた最高裁判決においても少數意見が認められ、将来の判例の動向の予測や立法への示唆など、様々な面において重要な機能を営んでいます¹⁹。知財高裁の大合議判決において少數意見が認められない実質的な理由はなく、むしろ、少數意見制を導入すれば、将来的にそれが多数意見となる場合や最高裁の判断に資する場合もあるでしょう。また、日本版のアミカスブリーフ制度の導入により当事者ないし第三者からの意見表明の契機となるなど、重要な機能を果たすことも期待できます。通常部と異なる大合議事件の特質を発揮するうえでも、少數意見制の導入を検討すべきではないでしょうか。

¹ 小泉改革に反対する勢力を指す「抵抗勢力」は2001年流行語大賞のトップ10に選ばれた。<http://singojiyu.co.jp/nendo/2001.html>

² <http://www.kantei.go.jp/jp/m-magazine/back-number/2003/0710.html>

³ 平成11年7月に内閣府に設置。

⁴ 平成13年11月成立の司法制度改革推進法に基づき司法制度改革についての総合調整機能を担う。新司法試験実施、法テラス開設、裁判員制度施行及び検察審査会の議決に法的拘束力を付与する制度の施行など、いずれも司法制度改革の成果である。平成16年(2004)4月に法科大学院が開校し、同年11月30日をもって司法制度改革推進本部は解散した。

⁵ 「司法制度改革推進計画」(平成14年(2002)3月閣議決定)に基づく。

⁶ 知的財産基本法に基づき、同法施行と同時に内閣府に総理大臣を本部長、全閣僚を構成員として設置された

⁷ 牧野利秋他編「知的財産訴訟実務体系Ⅰ」(青林書院)第1部「知財高裁歴代所長座談会」5頁~9頁 飯村敏明先生発言。飯村先生は、当時、東京大学の伊藤真・中山信弘両教授や経済界からのメンバー等と共に、司法制度改革推進本部事務局に設けられた知的財産訴訟検討会のメンバーであった。

- ⁸ 前掲座談会(脚注7) 7頁~9頁 飯村敏明発言
- ⁹ 日弁連意見書平成15年10月22日11頁
www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2003_55.pdf 筆者は日弁連知的財産政策推進本部委員として議論の末端に参加していたが、ロンドンの高等法院衡平法部の奥の小さなパテントコートを思い出し、「看板効果」なら「知的財産裁判所」を東京高裁内に置いても得られると進言していたものである。
- ¹⁰ 日弁連から生まれた知財分野のリーガルニーズに応える弁護士の全国ネットワーク<http://www.iplaw-net.com/>
- ¹¹ 民訴法269条の2「第六条第一項各号に定める裁判所においては、特許権等に関する訴えに係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。」、310条の2、特許法182条の2、実用新案法47条の2
- なお、法律上は地方裁判所でも大合議制を採用できるが、審理された事件はない。
- ¹² 平成19年3月22日(訴取下) 平成18年(ネ)第10039号特許権侵害差止等、損害賠償請求控訴事件・半導体記憶装置(特許番号:第3187121号)
- ¹³ 平成27年(ネ)第10014号特許権侵害行為差止請求控訴事件。平成28年3月25日判決言渡予定。
- ¹⁴ 前掲座談会(脚注7) 67頁篠原元知財高裁所長発言
- ¹⁵ ジュリスト2015・1「特集 知財高裁大合議再読—設立10周年に当たって」12頁
- ¹⁶ 少數意見には、①反対意見、②意見(法廷意見(多数意見)の結論には賛成するが理由付けを異にするもの)、③補足意見(法廷意見に加わった裁判官がさらに自分だけの意見をこれに付加して述べるもの)の3種がある。
- ¹⁷ 裁判所法・第二編・最高裁判所 11条 裁判書には、各裁判官の意見を表示しなければならない。
- ¹⁸ 前掲座談会(脚注7) 72頁~73頁 中野元知財高裁所長発言
- ¹⁹ 「最高裁判所裁判官には下級審にはない国民審査の制度(憲法79条2~4項)があるので、国民にその審査の資料を提供するため、英米の制度を取り入れたのだと言われている。しかし、この制度は、同時に、将来の判例の動向の予測などの面でもかなり重要な機能を営むものである」(中野次郎編「判例とその読み方」[三訂版] 104頁(有斐閣、2009))